

7生福第4471号
令和7年12月5日

各施設管理者様
(小規模施設及び中核市所在施設を除く)

福島県高齢福祉課長
(公印省略)

令和7年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における
二次協議の実施について(通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和7年12月3日に厚生労働省老健局より標記交付金の協議について事務連絡(以下「事務連絡」という。)がありましたので、整備計画を提出される場合は下記を参照し、当課ホームページで内容をご確認の上、期限までに必要書類を提出してください。

記

1 補助対象事業、補助協議単価及び採択方針や留意事項等
事務連絡及び交付要綱改正(案)、実施要綱改正(案)等参照願います。なお、県が補助対象とする施設(本照会の対象)は、広域型の施設です。小規模施設は市町村にお問い合わせ、ご提出願います。

また、ひとつの法人から同一事業に複数施設の協議を行う場合、施設ごとに優先順位を付してください。別添3「整備計画一覧表」の「優先順位欄」に記載願います。

※複数の施設種別にまたがる工事(例:特養とデイ等)を補助対象とする場合、対象施設ごとに事業費を按分して協議を行います。(別添4)「補助対象面積の按分方法について」参照のうえ、適切に算出願います。なお、複数の施設種別がひとつの施設に入っている場合であっても、協議を行う施設種別の箇所のみに工事を行う場合は、按分する必要はありません。

2 提出資料

事務連絡参照

3 提出先及び提出方法

福島県高齢福祉課 担当:松尾

E-mail: koureihukushi_shisetsu@pref.fukushima.lg.jp

4 提出期限

令和7年12月26日（金）必着

5 その他

(1) 本通知に係る資料等については県高齢福祉課 HP に掲載しておりますので
詳細についてはそちらで確認ください。

【福島県トップページ】

組織でさがす → 保健福祉部 → 高齢福祉課 → 地域介護・福祉空間整備交付金

【URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/tiikikaigohukushikuukannkouhukin.html>

※今回示された国の実施要綱改正（案）及び交付要綱改正（案）が施行され次第、県の実施要領や交付要綱も同様の内容で改正を行う予定です。本協議は国の実施要綱改正（案）及び交付要綱改正（案）に基づきご提出願います。

(2) 予算の範囲内の執行となり、ご要望に添えない場合もございますので御了承願います。

(3) その他

事務連絡 2 「提出先及び提出期限」の注釈に記載されているとおり、今回の協議では国からの交付決定が年度末に行われる見込みとのことで、県から法人等申請者への交付決定もその後行うこととなります。年度内に完了する計画が対象となります。やむを得ない事情で年度内に完了しない場合は繰越の手続きが必要となります。

3月中に令和8年度の協議が実施される予定であることも踏まえ、今回の協議では、真に緊急性の高い事業に限り提出するようご留意願います。